

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として
厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示案（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）第577条の2第5項において、事業者は、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者等に対して医師又は歯科医師による健康診断を行ったときは、その結果を30年間保存しなければならないことが定められている。また、同条第11項において、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者の氏名等を、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に記録し、当該記録を30年間保存しなければならないこと等とされている。
- がん原性物質は、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和4年厚生労働省告示第371号）において、則第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第38条の4に規定する特別管理物質を除く。）であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたものと定められている。
- リスクアセスメント対象物については、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条において、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物のうち、厚生労働省令で定めるものと規定されているが、今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令により、「令和3年3月31日」が「令和6年3月31日」と改正されることから、これに伴う所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

リスクアセスメント対象物の範囲変更に伴い、がん原性物質の範囲についても、「令和三年三月三十一日まで」に区分されたものから、「令和六年三月三十一日まで」に区分されたものへ変更する。

3. 根拠法令

- ・ 則第577条の2第5項

4. 適用期日等

- 告示日：令和7年2月（予定）
- 適用期日：令和9年4月1日